

近代皇族の権威集団化過程

——その二 皇族の権威の社会化過程——

高久嶺之介

目次

はじめに

一 近代における宮家の編成過程

1 幕末・明治期における宮家の創設

2 宮家増大の要因―家格の変遷―

3 矛盾の克服―皇室典範増補制定過程― (以上『社会科学』二七号)

二 皇族の権威の社会化過程

1 身分上の位置

2 皇族の軍人化

3 社会諸組織とのかかわり

おわりに

(以上本号)

二 皇族の権威の社会化過程

一八六八（明治元）年閏四月の時期は、宮廷に画期的な改革がもたらされた時期である。すなわち同月二日、太政官制が再興されるとともに、太政官は二条城から禁中に移されることになり、翌二二日には、これまで後宮の奥深く坐していた天皇は、「御表御住居」に移られ、毎日学問所へ出て「万機之政務被為聞食候」との布告が出される。¹⁾

いわばこの時から「一般臣民」の上に君臨し、すべてを親裁する新たな天皇像が登場してくることになる。そしてこの後一八六八（明治元）年三月の大阪行幸を皮切りに、明治期には六大巡幸²⁾を含め九十数回におよぶ巡幸がなされる。巡幸の過程では孝子・節婦の褒賞、困窮者の救恤が行われ、国家の支配者としての天皇像とともに、君徳体としての天皇像が強烈に演出される。³⁾

このような新たな天皇像は、新たな皇族像を不可避にする。皇族も江戸期の如く京都御所あるいは門跡寺社にひそむ皇族ではなく、皇室の一員として「一般臣民」の表面に尊厳性⁴⁾権威をもったたちあらわれる存在でなければならぬ。

この章においては、「一般臣民」の表面に権威的存在としてたちあらわれる皇族像がいかんにして創出され、その権威性をいかに深化させていくかを明らかにする事になる。そのために次の三つの分析を行う。第一に、皇族の身分上の位置を示す装飾がいかんに行なわれていくかの分析である。具体的には皇族の宮中席次、勲位の分析である。第二に、皇族が行政職から離れ軍人化し、その軍人化の過程で権威を増大していく過程の分析である。第三に、皇族の准公的な社会事業へのかかわりを通して、報国・恤兵、博愛、慈善の理念を推進する皇族像がいかんして創出、展開していくか

の分析である。

(1) 石井良助編『大政官日誌』第一巻 七九一―八〇頁(東京堂出版 一九八〇年)。

(2) 六次巡幸とは、一八七二(明治五)年五月から七月にかけての中国・九州巡幸、一八七六(明治九)年六月から七月にかけての東北巡幸、一八七八(明治一二)年八月から一月にかけての北陸・東海巡幸、一八八〇(明治一三)年六月から七月にかけての中央道巡幸、一八八一(明治一四)年七月から一〇月にかけての奥羽及北海道巡幸、一八八三(明治一六)年七月から八月にかけての山陽道巡幸である。

(3) 明治天皇の地方巡幸の日程、巡幸地については、井上清純編『明治天皇御幸年表』(大行堂発行 一九三三年)が便利である。巡幸の位置づけについては、芳賀登『明治国家と民衆』第二章第一節「明治天皇の行幸・巡幸」(雄山閣 一九七四年)、田中彰『近代天皇制の道程』第四章第一節「天皇巡幸」(吉川弘文館 一九七九年)参照。

1 身分上の位置

一八六七(慶応三)年二月九日の王政復古のクーデターは、五摂家(近衛・二条・一条・九条・鷹司各家)の宮廷内における権力と権威を破壊することによって、皇族と平堂上の宮廷内における位置をおしあげることになった。

周知の如く、王政復古のクーデターは、幕府・所司代・守護職のほか、摂政・関白・内覧・勅問御人数・国事御用掛・議奏・武家伝奏を廃し、撰籙門流を停止し、さらには賀陽宮朝彦親王とともに、五摂家の当主らを参朝停止とした。⁽¹⁾この結果、従来宮中における席次においてしばしば五摂家の当主よりも下位にあった宮家の親王は、五摂家の当主よりも上位の位置を占めることになり、平堂上も撰家の門流より解放され、その政治的立場によって新政府機関での位置が定められることになった。

宮廷におけるこのような身分秩序の破壊は、現象的には翌六八年一月一日の年始の参賀に示されている。従来、宮廷内においては身分や家格によって年始の参賀の日は異なっていた。一月一日は五摂家のみの参賀であり、二日は京

都所司代の参賀であり、三日になって宮家、清華家の大臣の参賀であった。⁽²⁾しかし、六八年一月一日の年始参賀は、天皇が小御所上段の簾中に坐し、親王は中段、公卿(位は三位以上、官は参議以上のもの)⁽⁴⁾は下段に着坐し、殿上人(四位・五位の堂上ならびに六位藏人)⁽⁵⁾・六位は東・西のひさしで各々一拝して退下し、ついで諸侯が南のひさしに出坐し、ついで下参与⁽⁶⁾が庭の打板に着し、拝礼の後退下し、つぎに医師が南のひさし、非藏人が南の簀子で拝礼する、というものであった。

このように皇族親王が宮中席次での最上位の位置を占めるのは、この時点では五撰家の人々の参朝停止という異常事態に対応しての結果であった。法的に皇族親王が宮中席次において最上位の位置を占めることになるのが、一月六日の「自今親王宣下相濟候方ハ座次可為三公ノ上候事 但尚追テ可被改儀モ有之候得共方今先如之」という布告である。⁽⁷⁾従来、三公(太政大臣・左大臣・右大臣)もほとんど五撰家の人々が占め、まれに内大臣を清華家(久我・三条・西園寺・徳大寺・花山院・大炊御門・菊亭・広幡・醍醐各家)がつとめるといのが常態であった。⁽⁸⁾そして宮中席次においては、関白・准三宮・太政大臣・左大臣・右大臣・親王・前関白・前左大臣・前右大臣・内大臣・前内大臣・准大臣・従一位・権大納言・前権大納言・権中納言・参議・前参議・正二位・従二位とつづくのが順序であった。⁽⁹⁾この一月一六日の布告により、皇族親王は、准三宮淑子内親王を除けば、宮中の座次の点では最上位に位置することになったのである。⁽¹⁰⁾そして、この時、幼時の宮号を有する人物は存在しても、王は存在しなかったわけであるから、この布告は皇族男子が一定の時期がくれば(成年になれば)、宮中の最上位の位置になる事を確定したといってもよい。

では、このように宮中における最上位の位置が確定した皇族男子間の序列はどうであったか。周知の如く、親王の場合には品位(一品から四品まで)、王の場合は「一般臣民」と同様の位階(正一位より従五位下まで)⁽¹¹⁾があった。親王の場

合、いうまでもなく品位の上位が宮中序列の上位となる。そして同一の品位の場合には任叙の先後によって序列が定められたと思われる。梧陰文庫（井上毅文書）中に、閑院宮勤務勅解由小路資生が即位の公布および皇族席次に関して述べた事を記した文書がある（宮内省の野紙に書かれている）。ここで勅解由小路は、「皇族席次ノ順ハ叙品ノ次第ニ依テ定メ敢テ親疎長幼ノ序ニ拘ハラサルヲ法トス、若シ同日叙品ノ時ハ父親王ノ品位ニ依テ其席次ヲ定ム」と述べている。親王の序列が品位の上下によって定められているとすれば、王の場合も位階の上下によって序列が定められることになっていったと思われる。

ところが、一八八九（明治二二）年二月一日制定の皇室典範では、親王・内親王の品位が廃止される¹³。そして同日、宮内省達により新に皇族の列次が定められる。この皇族の列次は「実系ノ遠近ニ従ヒ皇位繼承ノ順序ニ依ル但シ親王叙品宣下アリシ者ニ限り特殊ノ席次ヲ以テシ¹⁴」とされた。この一八八九年時に確定された直宮以外の皇族列次は第二表の如くである。

では何故にこの時品位が廃止され、何故に第二表の如き皇族列次になったのであろうか。

前者については、一八八九年制定の皇室典範の根幹が何であったかを知る必要がある。この根幹は皇位繼承の完璧な制度化にあった。すなわち讓位と女帝冊立を否定した上で皇位繼承順序を明確に定式化した。皇室典範における皇位繼承の原則は、特定の皇族が皇位繼承順序のトップに位置するとすれば、次の順序はその嫡子、次が庶子、次にその人物の兄弟という順序になる。嫡庶子ともにそれぞれ長を先にし幼を後にする。いわばこの皇位繼承順序によって皇族間の序列の差異を設定した訳である。この場合、品位の継続は皇族間の皇位繼承順序による序列の差異の設定の意義を不明確にする。なぜなら従来の品位の上下はこの皇位繼承順序の上下と必ずしも一致しないからである。ま

第2表 皇室典範制定時の皇族列次

順位	皇族名	宮家名	生年	実父名	嫡・庶 の別	親王 宣下年	備考
1	熾仁親王	有栖川	1835	韶仁親王	庶	1849	
2	晃親王	山階	1816	邦家親王	〃	1864	1864復飾
3	彰仁親王	小松	1846	〃	〃	1858	1867復飾
4	貞愛親王	伏見	1858	〃	嫡庶	1871	
5	朝彦親王	久邇	1824	〃	庶	1875	
6	能久親王	北白川	1847	〃	〃	1878	
7	威仁親王	有栖川	1862	熾仁親王	〃	1878	
8	載仁親王	閑院	1865	邦家親王	〃	1878	
9	依仁親王	小松	1867	〃	〃	1886	
10	栽仁親王	有栖川	1887	威仁親王	嫡		
11	邦芳親王	伏見	1880	貞愛親王	〃		
12	博恭親王	華頂	1875	〃	庶		
13	菊麿親王	山階	1873	晃親王	〃		
14	成久親王	北白川	1887	能久親王	嫡庶		
15	恒久親王	〃	1882	〃	〃		
16	輝久親王	〃	1888	〃	〃		
17	邦憲親王	久邇	1867	朝彦親王	〃		
18	邦彦親王	〃	1873	〃	〃		
91	守正親王	梨本	1874	〃	〃		
20	多嘉親王	久邇	1875	〃	〃		
21	鳩彦親王	〃	1887	〃	〃		
22	稔彦親王	〃	1887	〃	〃		

(出典) 『明治天皇紀』1～12巻、笹原助『雲上御系譜 皇族篇』

た一八七六年の時点で親王宣下が廃止されていること⁽¹⁵⁾からして、特定の品位の任叙はこれ以後直宮以外に行なわれる筈もなく、したがってこれ以後親王の数は次第に減少し、王の数が増大することが予想される。数少い直宮にとくに品位を任叙する必然性はなからう。要するに「四世以上ヲ親王トシ五世以下ヲ王トスルト言フヤウヤ自然ノ血族關係ニ因ツテノ差別」⁽¹⁶⁾ || 皇位継承順序による「差別」があれば、品位による「差別」の必要はなかったということであろう。

以上のように品位の廃止の理由は理解しやすい。問題は、皇室典範で設定した皇位継承順序による宮中席

次という原則が一八八九年時の宮内省達には完徹されていない事である。第二表でしりうる如く、宮家皇族のトップは熈仁親王、次が晃親王、次が彰仁親王という順序である。しかし皇位継承の原則からすれば、熈仁親王の次は威仁親王、次が裁仁王でなければならない。なぜなら熈仁親王の次はその子が原則であるが、熈仁親王には嫡子・庶子とも存在しない。とすれば熈仁親王の次はその弟の威仁親王になり、次は威仁親王の子裁仁王になる。現に梧陰文庫（井上毅文書）中には、おそらく一八八九年の少し以前につくられたと思われる皇族列次を記した文書があり、そこでは皇室典範で設定した皇位継承順序の原則にもとづいた列次の設定がなされていた。そこでの列次は、熈仁親王―威仁親王―裁仁王―貞愛親王―邦芳王―博恭王―晃親王―菊磨王―朝彦親王―邦憲王―邦彦王―守正王―多嘉王―鳩彦王―稔彦王―彰仁親王―能久親王―成久王―恒久王―輝久王―載仁親王―依仁親王というものであった。

ところが、一八八九年二月一日の大政官達では前述した如く、「親王叙品宣下アリシ者ニ限り特殊ノ席次」、すなわち僧籍を離れている事を前提にしての親王宣下の先後によって親王の列次を定めたのである。なぜ宮家皇族の列次を皇位継承の原則ではなく、親王のみ親王宣下の先後によって定めたかはよくわからない。しかし、ともかくも、この時に直宮以外の皇族列次が確定するのである。

ところで、品位が皇族親王の権威を示すものとしての意味を失い、やがて廃止される背景には、一八七五（明治八）年以降、勲位が導入され、この勲位が皇族の権威をさし示す道具になっていく事も無視できない。勲位は、皇族、「一般臣民」ともに与えられたもので、皇族は勲位の最上位を占めることによって、天皇につぐ国家の最高権威であることを全社会的に表象化されるわけである。以下この点について触れておこう。

この制度は、一八七五（明治八）年四月一〇日勲等賞牌の制が定められたことにはじまる。この制は、「勲等ハ文

武百官ノ勲功アル者ヲ賞スル為メニ設ル所ノ階級ニシテ位階ト異ナル故ニ各種ノ賞牌ヲ佩用セシメ衆庶ヲシテ欽尚スル所アラシム¹⁹⁾として、勲等を八級に分別し、勲一等に叙位する者には一等賞牌を、勲二等から勲八等まではそれぞれ二等賞牌から八等賞牌までを下賜するというものであった。この賞牌の授与式(賞牌親佩式)は同年一月三十一日に行われ、この時一等賞牌をうけた人物は、熾仁・晃・嘉彰・貞愛・熾仁・守脩・博経・朝彦各親王であった。²⁰⁾要するにこの時親王であった皇族全員が下賜された事になる。

ついで翌一八七六(明治九)年一月十五日、賞牌を勲章と改称し、二月二十七日新たに最高勲章として大勲位菊花大授章、次の勲章として大勲位菊花章が制定された。²¹⁾

大勲位菊花大授章は、一等賞牌下賜の時の如く、同時に親王全員に下賜されるという形式をとらなかった。後述する一八八六年(明治一九)年一〇月の皇族叙勲内規制定までに大勲位菊花大授章を下賜された皇族は、一八七七(明治一〇)年一月の熾仁親王²²⁾、一八八二(明治一五)年二月の彰仁親王²³⁾、一八八六(明治一九)年一月の熾仁親王の三人のみであった。熾仁親王の場合死去の前日下賜されており、正常な形で下賜された皇族は前記二名である。この二名は明治期官家皇族の内、政治的に最も活躍する人物であり、この最高勲章が皇族の年齢や品位ではなく、勲位制定の趣旨そのままに国家への功勞の度合によって下賜された事が知りえよう(もし年令や品位によって査定するとすれば、当時一品であった彰仁親王よりも一品であった熾仁親王が先に下賜される筈であった)。

ともかくも、この段階ではまだ皇族の叙勲の基準は存在しなかった。一八八六年(明治一九)年一〇月二十九日、皇族叙勲内規が制定され、ここにはじめて叙勲基準が設定される。以下の如くである。²⁴⁾

- 一 皇子孫へ満七歳以上ニシテ大勲位菊花大授章ヲ叙賜セラルヘシ

- 一 前項以外ノ皇族ト雖トモ親王ニ宣下セラレタル者ハ満十五歳以上ニシテ大勲位菊花大授章ヲ叙賜セラルヘシ
一 諸王ハ満十八歳以上ニシテ勲一等旭日大授章ヲ叙賜セラルヘシ

ところで品位あるいは位階という皇族の身分上の階級区分が存在するのに、わざわざ勲位というものを導入する必然性はどこにあったか。その理由は、品位では諸外国の制度と比較して普遍性をもちえず、勲位制度によって普遍性をもちえたからである。具体的には、皇族が国外国内の公式の場に参列した場合、その皇族が身に帯びた勲章の質が、外国人にも一目してその個人の階級区分を一定程度象徴することになるからである。その事を婉曲に示しているのが以下に掲げる皇族叙勲内規制定の際の内閣決裁の史料である。²⁶⁾

皇族叙勲之儀未タ一定ノ規則之レ無シ。歐洲各国ニ於テ皇族ハ生レナカラ該国最上等ノ勲位ヲ有スル者トス。是ヲ以テ出誕生礼式ノ際直ニ勲章ヲ佩フル例多シ。然レトモ本邦ニ於テハ又自ラ皇族方御接遇ノ慣例アリ。概シテ歐洲ノ法ニ拠ルヘカラス。然レトモ外交日ニ熾盛ナルニ際シ親王モ大勲位章御佩帶ニ非レハ彼我ノ權衡ヲ得ス。因テ今皇子孫及其以外ノ親王及諸王ト規程ヲ三条ニ區別シ、各年齢ヲ以テ勲位叙賜相成至当ト存候。仍テ別紙皇族叙勲内規取調仰允裁候也。

その後一八八八(明治二一)年一月には、勲章が増設され、大勲位菊花大授章の上に大勲位菊花章頸飾が、勲一等旭日大授章の上に勲一等旭日桐花大授章が設けられ、さらに婦人に対し勲一等から勲五等に至る宝冠章が設けられた。²⁷⁾勲章の増加にともない皇族叙勲内規も修正を余儀なくされ、一八八九(明治二二)年八月三日には新に皇族叙勲規則が制定される。²⁸⁾これによれば、大勲位菊花大授章が与えられるのは、皇太子・皇太孫の場合は満七歳以上、皇玄孫以上は満一五歳以上、諸王は満三〇歳以上とされ、菊花章頸飾が与えられるのは、皇太子・皇太孫は満一五歳以上、皇玄孫以上は満二〇歳以上、諸王は「特旨」によるものとされた。また諸王は、満二〇歳以上で勲一等旭日桐花大授章

第3表 皇族の勲位表

皇族名	生年	勲位	皇族名	生年	勲位
熈仁親王	1812	一賞(1875), 菊大(1886)	鳩彦王	1887	旭桐(1907)
熈仁親王	1835	一賞(1875), 菊大(1877), 頸(1895)	妃允子	1891	一宝(1910)
妃薫子	1855	一宝(1888)	稔彦王	1887	旭桐(1908)
威仁親王	1862	旭日(1879), 菊大(1886)	彰仁親王	1846	一賞(1875), 菊大(1882), 頸(1895)
妃慰子	1864	一宝(1888)	妃頼子	1852	一宝(1888)
裁仁王	1887	旭桐(1907), 菊大(1908)	能久親王	1847	旭日(1877), 菊大(1886), 頸(1895)
貞愛親王	1858	一賞(1875), 菊大(1886)	妃富子	1862	一宝(1888)
妃利子	1858	一宝(1888)	成久王	1887	旭桐(1907)
博恭王	1875	旭桐(1895), 菊大(1905)	妃房子	1890	一宝(1909)
妃経子	1882	二宝(1898), 一宝(1906)	恒久王	1882	旭桐(1903)
晃親王	1816	一賞(1875), 菊大(1886)	妃昌子	1888	一宝(1908)
菊麿王	1873	旭桐(1893), 菊大(1903)	輝久王	1888	旭桐(1908)
朝彦親王	1824	一賞(1875), 菊大(1903)	博経親王	1851	一賞(1875)
邦憲王	1867	旭桐(1893), 菊大(1903)	妃郁子	1853	一宝(1889)
妃好子	1865	二宝(1895), 一宝(1906)	載仁親王	1865	菊大(1887)
邦彦王	1873	旭桐(1893), 菊大(1903)	妃智恵子	1872	一宝(1891)
妃俱子	1879	一宝(1910)	依仁親王	1867	菊大(1889)
宇正王	1874	旭桐(1895), 菊大(1904)	妃周子	1876	一宝(1898)
妃伊都子	1882	一宝(1910)	宇脩親王	1819	一賞(1875)
多嘉王	1875	旭桐(1907)			

(出典) 『明治天皇紀』1~12巻, 笹原助『雲上御系譜 皇族篇』

(備考) ①勲位中の略称は次の略称である。一賞→一等賞牌, 菊大→大勲位菊花大授章, 頸→菊花章頸飾, 旭日→勲一等旭日大授章, 旭桐→勲一等旭日桐花大授章, 一宝→勲一等宝冠章, 二宝→勲二等宝冠章

②()は叙勲年である。

を与えられるものとされた。

では特定の皇族の叙勲は誰が決定するか。いうまでもなく天皇である。しかし現実には宮内省の裁量で行われたようである。一八八九年七月二三日制定の宮内省官制には「宮内大臣ハ旨ヲ奉シテ皇族ノ叙勲ヲ賞勲局総裁ニ示命ス」(第三七条)とある。²⁹⁾これらの勲章が皇族にどの程度与えられたかを示したのが第三表である。

ところで、「一般臣民」レベルの宮中席次は、一八八八(明治二一)年六月一日、宮内省達第一七号で大勲位以

下の宮中席次が確定され、³⁰⁾勲位が官職や爵位よりも宮中席次の配列に重要な意味をもってくる。すなわち宮中席次は、大勲位を第一位とし、親任官を第二位とし、親任官の中では内閣総理大臣・枢密院議長・各大臣・陸海軍大将・参軍・侍従長・元老院議長・枢密院副議長・枢密顧問官・監軍の順序とされ、公爵を第三位、勲一等を第四位とし、勲一等の中では旭日桐花章・旭日章・瑞宝章の順序とされた。

以上のように勲位が「一般臣民」レベルでも天皇への近接性を示す権威の道具となる中で、皇族は勲賞によって天皇につぐ最高の権威的存在であることを表現するようになるのである。³¹⁾

- (1) 『明治天皇紀』第一 五五七―五六七頁。
- (2) 下橋敬長述、羽倉敬尚注『幕末の宮廷』三五―五七頁、(東洋文庫、一九七九年)。
- (3) 『嵯峨實愛日記』第二二二〇頁(一九三〇年版)、『明治天皇紀』第一 五七九頁。
- (4) (5) 下橋前掲書 二四六頁。
- (6) 一八六七(慶応三)年二月一日、堂上出身の参与を上参与、藩士出身の参与を下参与と称することになった。この決定は前日(四日)の議定仁和寺宮純仁親王(嘉彰親王)の建議による。その建議の大意は次の如くである。大政枢要の三職といえども、上中下の等差がなければならぬ、ところが下等の者が上等の者を凌ぎ跋扈する状況がある、ことに参与の列においても、諸藩布衣の土等が御所に入入している、このことは一時の権道と推知できようが、このことが流弊になれば朝廷を穢すことになる。よろしく官位を任叙し、それまでの間尊卑混雑の場所は今すぐに議事所を仮設するべきである、と(『明治天皇紀』第一 五六六頁、『復古記』第一冊 二八五頁)。
- (7) 内閣官房局『法令全書』第一巻 二二頁(原書房復刻版 一九七四年)。
- (8) 下橋前掲書 二五四頁。
- (9) 同右 二五二頁。
- (10) なお一八六九(明治二)年以後の新年朝拝の順序は、基本的に皇族親王が朝拝順序のトップであったと思われる。「三条家文書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)中に年代不詳の「新年朝拝順序并下乗所定」なる文書があり、そこでは次の順序となっている。親王 同妃↓大臣 同夫人↓参議 同夫人↓一位 同夫人↓二・三位 同夫人↓勲任官 同夫人 右車寄下乗↓四位至六位 右車寄門外下乗↓七位已下

奏任官→勲六等以上 右熙三等已上ハ車寄門外自余正門外下乗→勅補教導職→奏補教導職（この文書の作製年代は一八七五年から一八八四年の間であろう。なぜなら勲位が導入されるのは一八八五年であるし、一八八四年には教導職が廃止になるからである）。ただし「一八七三—一七五（明治六—八）年の三年間は、皇族親王が朝拝順序のトップであったかは疑わしい。「太政類典」第二編第四十八巻におさめられてゐる「六年新儀式」の文書は次のように記されている。

一日午前四時四方拝 同第七時三職以下左院諸省東京府及在京開拓使府具奏任官以上朝拝 同第十時親王齋香間詰非役華族朝拝
 「七年新儀式」、「八年新儀式」の文書も時刻の若干の違いがあるが、親王は朝拝順序のトップではない。この理由はわからない。

(11) 井原頼明『増補皇室事典』二三〇頁。

(12) 梧陰文庫（井上毅文書）文書番号B-128（国学院大学所蔵、但し筆者は雄松堂マイクロフィルム版を使用した）。

(13) 皇室典範第五九条参照。

(14) 内閣記録局『法規分類大全』75 宮廷門・儀制門・族爵門 二三四頁（原書房復刻版 一九八〇年）。

(15) 一八七六（明治九）年五月三〇日、親王宣下の制の廃止が公布されている（『明治天皇紀』第三 六〇七—八頁参照）。

(16) 穂積八束「講和会議筆記」第四十四 三八六—七頁（明治三五年一月一日の講義）。

(17) 梧陰文庫（井上毅文書）A-2。

(18) 一九一〇（明治四三）年三月三日制定の皇族身位令第七条は「従来ノ宣下親王ハ其ノ宣下セラレタル順序ニ依リ王ノ上ニ列ス」と規定した。この議案が二月に皇族に廻付された際、有栖川宮威仁親王のみこの条目に次のように反対している（高松宮編修掛編『威仁親王行実』巻下二四八—九頁 一九二五年）。

第七条ニ於テ、従来ノ宣下親王ハ、其ノ宣下セラレタル順位ニ拠リテ、王ノ上ニ列ストシタルハ、明治二十二年二月ノ宮内省達ニ基キタルモノナルベシト雖モ、皇位繼承ノ順序ハ、実系ニ依ルベキモノニシテ、親王ノ称号ヲ宣賜セラレタル者ナルト否トラ問ハザルナリ。班位ハ、皇室典範ノ本旨ニ基キテ定メラルベキモノナルガ故ニ、独リ此ノミ宣下ノ順序ニ拠ルハ、詢ニ理由ナキコトト云ハザルベカラズ。他ト同ジク、皇位繼承ノ順序ニ拠ルコトニ改メラルルコト然ルベシ。

この威仁親王の反対論によっても、一八八九年の皇族列次は親王宣下の先後によつて決められた事が知りえよう。ただ厳密にいえば親王宣下の先後によつてのみとはいえない。第一に、幕末・明治初期に特定の事情により親王号を剝奪され、後に親王身分に復した場合は、親王に復した時点をもって親王宣下の時期と確定したことである。たとえば晃親王は隆子女主との出奔事件、朝彦親王および能久親王は旧幕府方に加担した件により、一旦親王身分を剝奪され、後に親王に復するが、この親王身分に復帰した時点が親王宣下の時期となる。第二に、この皇族列次は僧侶でないことが前提になる。たんに親王宣下の先後のみで皇族列次が決まるならば皇族列次第三位の彰仁親王の方が皇族

列次第二位の晃親王よりも皇族列次で上位になる筈である。親王宣下の年は、彰仁親王が一八五八（安政五）年、晃親王が一八六四（元治元）年である。しかし復讐の年は、晃親王が一八六四年、彰仁親王が一八六七（慶応三）年であり、晃親王の方が早い。

(19) 「公文録」明治八年自一月至四月式部寮伺「勲等賞牌ノ儀伺」。

(20) 『明治天皇紀』第三 五四九―五〇頁。

(21) 同右 第三 七二六、七三八―三九頁。

(22) 『明治天皇紀』第四 三〇〇頁。

(23) 同右 第五 八二九頁。

(24) 同右 第六 五三三頁。

(25)(26) 「公文類聚」第十編卷族爵門。

(27) 『明治天皇紀』第七 二一三頁。

(28) 同右 第七 三二八―九頁。

(29) 内閣記録局『法規分類大全』75 宮廷門・儀制門・族爵門 八九一頁。

(30) 『明治天皇紀』第七 九〇―一頁、『法令全書』第二卷ノ二 一一三―一四頁。

(31) このほかに皇族軍人に与えられる勲賞があった。一八九〇（明治三三）年二月一日に設けられた金鷄勲章である。この勲章は「功一級ヨリ功七級ニ至ル武功拔群ナル者ニ賜フ」（『法規分類大全』75 宮廷門・儀制門・族爵門 八九二頁）とされた。明治期における皇族に対する金鷄勲章下賜は、日清戦争時、戦争後に次の如く集中しておこなわれている。

熾仁親王―功二級（一八九五年一月）、彰仁親王―功二級（一八九五年八月）、能久親王―功三級（一八九五年一月）、貞愛親王―功三級（同上）、載仁親王―功四級（同上）、威仁親王―功四級（同上）、依仁親王―功五級（同上）、菊麿王―功五級（同上）。

（『明治天皇紀』第八、六四一、八七〇、九三八頁）

金鷄勲章下賜は、熾仁親王への下賜が最初である。

2 皇族の軍人化

王政復古のクーデターにより、皇族は新政府における最重要の位置につく。有栖川宮熾仁親王が総裁、仁和寺宮嘉

彰親王、山階宮晃親王が議定となり⁽¹⁾、翌年一月九日には聖護院宮嘉言親王が議定となる⁽²⁾。この新政府の要職就任はこれらの皇族にとっても寝耳に水であったと思われる。熾仁親王の場合、クーデターの日「所労中にて、押して出仕せよとの内諭」があり、参内したところ、総裁となり、親王をはじめ固辞したがやむなくひきうけたといわれる⁽³⁾。

同月一七日には、総裁・議定・参与の役割が明確に規定されるとともに、神祇・内国・外国・海陸軍・会計・刑法・制度の七科がおかれた⁽⁴⁾。そして皇族では、有栖川宮熾仁親王が神祇事務総督、山階宮晃親王が外国事務総督、仁和寺宮嘉彰親王が海陸軍務総督となり、この後一月二三日、華頂宮博経親王が会計事務総督、聖護院宮嘉言親王が内閣事務総督になる⁽⁵⁾。

二月三日、官制は三職八局の制となり、総裁はそのまま熾仁親王、議定兼外国事務局督に晃親王、議定兼軍防事務局督に嘉彰親王がなり⁽⁷⁾、その後同月二〇日には嘉言親王が議定を辞職し、熾仁親王が議定となるとともに神祇事務局督に就任した⁽⁸⁾。

やがて閏四月二一日、これまでの三職八局がすべて廃され、太政官制が再興される。太政官は七官がおかれるが、皇族でこの太政官の官職に就任したのは軍務官知事の嘉彰親王ただ一人であった⁽⁹⁾。議政官の上局の議定、神祇官の「知官事」は、「以親王諸王公卿諸侯充之」⁽¹⁰⁾としながらも、翌年七月の太政官制の改革にいたるまでも皇族の就任はなかった。

いわば閏四月の段階で、皇族は嘉彰親王を除いて政府組織からはずされたわけである。そして、この後、明治期を通じて政府の官職をつとめるのは嘉彰親王（彰仁親王）と熾仁親王以外にはない。

ではなぜ、皇族が「王政復古」によって政府の要職に就任することになったのか。その点は次のような一般的なこ

としかいいようがない。すなわち、新政府の正当性を根拠づけることと新政府の権威づけと非幕府派諸侯の調整の必要上である。幕府を廃することによって新たに創設された政府は、「王政復古」のたてまえからして諸藩連合の政府（たとえば尾・越・芸・土・薩藩の政府）であってはならない。しかも旧幕府との軍事的帰趨すら定かでない段階からして、新政府はその正当性の根拠を社会的に示さなければならぬ。その場合、新政府の構成員には天皇に血統的に「近接」する人物を加えなければならぬ。しかしこの時点で天皇の直接的親族（直宮）は男子では存在せず、賀陽宮朝彦親王および五撰家の当主は非幕府派ではない。朝彦親王や五撰家の当主にかわる権威は他の宮家皇族以外にない。すでに一八六七（慶応三）年一〇月六日の岩倉具視、中御門経之、大久保一蔵（利通）、品川弥次郎の会合で新政府の組織案（「太政官ノ職制案」）が討議され、有栖川宮熾仁親王を「知太政官事」、仁和寺官入道純仁親王（嘉彰親王）を征討大將軍にするという案がまとめられていたことは、維新研究史上で指摘されている。¹¹

以上のような経緯での宮家皇族の政府機関への登場であれば、彼らがなんらの実権をもちえなかったことはいまでもなからう。例えば、総裁有栖川宮熾仁親王の場合をみれば、よくわかる。この皇族は、一九六八（明治元）年二月九日、東征大総督に任命され、一五日には進発している。¹²この総裁の役割を代行するのが、一月一七日に設けられた副総裁、すなわち三条実美と岩倉具視¹³である。熾仁親王が大総督の任を解かれるのが一〇月二十九日¹⁴、この間四月には総裁職は廃止されているわけであり、熾仁親王が政府機関の最高位置にあった期間はごくわずかである。しかも、この東征大総督の就任は、熾仁親王が三条と岩倉への請願の結果決定されるという¹⁵、総裁職が単なる象徴にすぎなかったことを示す事実もある。

では、嘉彰親王のような例外を除いて、なぜ半年にも満たない短期間のうちに宮家皇族は政府機関より姿を消すこ

とになったのか。この点は、閏四月以前に政府機関にその役職をもっていた嘉言・熾仁・熾仁・晃・博経・嘉彰各親王の内嘉彰親王を除く五人の皇族の閏四月以降数年の履歴が一つの示唆を与えてくれる。¹⁶⁾

。嘉言親王 死去（一八六八年八月）。

。熾仁親王 即位式左侍従勤仕（一八六八年八月）→東幸留守中の桂宮伺候（九月）→再東幸中桂宮御用掛（一八六九年三月）→天

機奉伺の東上（一八七一年三月）→東京居住を命ぜらる（五月）→隱退聽許（七月）→帰洛（八月）→東京居住（一八七二年四月）。

。熾仁親王 東征大総督解任（一八六八年一〇月）→東幸中の宮中取締役（一八六九年二月）→東京下向の命がなされるが辞退（三月）→達にもとつき東上（一二月）→兵部卿任命（一八七〇年三月）→兵部卿罷免（一八七一年六月）→福岡藩知事（七月）。

。晃親王 即位式右侍従勤仕（一八六八年八月）→国事諮詢のため親王総代として上京（一八六九年三月）→療養のため帰洛（五月）

→宿痾および老衰のため、孝明天皇猶子・隨身兵仗・勅授帯剣ならびに品位等を辞し、京都府下に隠居・帰農を請願、許されず

（一八七一年一月）→東京居住（一八七二年一〇月）。

。博経親王 元服・弾正尹任命（一八六八年九月）→東上（一八七〇年三月）→米國留学（一八七〇年六月）。

要するに、宮家皇族が政府機関より姿を消すことになった要因として、第一に当然彼らの政治能力の欠如が考えられる。しかし閏四月の太政官制再興の時点では、一時的に政府機関から姿を消す事になったとしても、その後には再登場の可能性はあったと思われる。なぜなら、皇族が政治能力を欠如していたとしても、彼等の天皇への「近接性」からくる権威は新政府の国内統合のためには必要であったと思えるからである。現に、政治状況の混乱の調整、人事の調整のために、熾仁親王の福岡藩知事の就任¹⁷⁾、左大臣就任¹⁸⁾、熾仁親王の神道教導職総裁の就任¹⁹⁾が後になされることは、その事を示している。したがって第二に、宮家皇族の意欲の問題であろう。熾仁親王は一八六九（明治二）年三月東京下向の命が下されるが、なぜかそれに応じなかった。晃親王は同月親王総代として上京するが、すぐに病気を理由

に帰洛する。第三に皇族の年齢の問題があろう。一八六八年時で、熾仁親王は満五六歳、晃親王は五二歳、博経親王は一七歳、この他では邦家親王が六六歳であり、二〇代から四〇代の壮年期の皇族男子は、熾仁親王（三三歳）、嘉彰親王（二二歳）、朝彦親王（四四歳）、輪王寺宮公現法親王（二一才・後の能久親王）、守脩親王（四九歳）しか存在しなかつた。この内朝彦親王、輪王寺宮公現法親王は旧幕府派の人物として一八六八、六九年時に親王身分を剝奪されている。⁽²⁰⁾ 守脩親王は病気がちであつたらしく、⁽²¹⁾ とすれば、この時点で政府の要職につきうる可能性がある皇族男子は熾仁・嘉彰の二親王しか存在しなかつたことになる。したがつてこの二人の親王のみは、閏四月以降もしばしば政府の要職につくことになる（但し嘉彰親王は軍政面のみであるが）。

皇族男子の本務（国家的役割）が明確に定められたのは一八七三（明治六）年一月九日の太政官達によつてである。この達は、「皇族自今海陸軍ニ従事スヘク被仰出候条此旨相達事 但年長ノ向ハ此限ニアラサル事」とし、皇族男子の本務を陸海軍人とした。

皇族の本務を陸海軍人とした理由について松下芳男氏は次のように述べておられる。⁽²²⁾

皇族を軍人に任ずる理由の一つは、皇族の尊厳性を維持するために、軍人が最も好適であつたからではあるまいか。明治政府の政策もしくは当時の政治家の思想としては、天皇を神聖におかすことのできない神格とし、それによつて国家統治の基礎を強化した。従つて天皇の親族であつて、天皇の最も近い藩屏たる皇族にも、天皇につぐ尊厳性を与えなければならぬと思つても当然である。

そういう考えの下に、皇族の職業を選ぶとすれば、結局のところ軍人か、神職か、僧侶かということになるのではあるまいか。個人的価値が明らかに表現される職業は、その個人によつてはもろろん望ましいことであろうが、全部の皇族を考えると、頭をかしげることもないではない。それには軍人が最もよい。階級によつて威厳がつけられ、理想的の組織になっているので、個人的

価値が比較的表現されない。

この見解に対してはおおむね同意する。ただこのほかに欧州諸国の皇族がおおむね軍人であった事の影響および皇族が自ら軍人となることよって皇族の尊厳性を保とうとしたということも無視できないであろう。この達が制定される経過について詳細は不明であるが、同年一〇月、東伏見宮嘉彰親王、伏見宮貞愛親王があいついで書を天皇に奏上し、欧州諸国の皇族が幼少より陸海軍に従事する事にならない、身を陸軍におくことを請願している。天皇はこれを陸軍卿山県有朋に諮詢する。山県は賛意を表し、其の修業方法を上奏する。一月一八日天皇は両親王を召し、嘉彰親王を陸軍に、貞愛親王を海軍にそれぞれ従事するよう命じている。²⁴

以上の事實は、前述の太政官達が欧州諸国の皇族の例にならった事を推測させるとともに、嘉彰・貞愛両親王が軍人となる事にある種のプライドをもっていた事を推測させるものである。したがって、前述の松下氏の見解に対する反論を閑院純仁氏（元皇族閑院宮春仁王）が書き、その中で次のように述べている事も妥当性をもつと考えられる。²⁵

往時の軍の觀念からすれば、軍は一般文官よりも優位に在るとしていたし、勿論一般国民・一般社会より上位に在るといふプライドを持っていくらいだから、皇族は軍人たることに於て、最も尊厳を保有し得ると考えたことは当然である。

要するに、皇族男子の軍人化は、欧州の皇族の軍隊へのかかわり、武官が一般文官より優位にあるとの皇族の意識²⁶、皇族の権威性を保つためには軍人が最適であった事情等が相互に作用した結果であると考えられる。

では一八七三年一二月以降、皇族男子は陸海軍に従事するのが常態であるとするならば、陸海軍でどのような位置をしめるのか。第四表は皇族男子の陸海軍でしめる位置の変遷をあらわしたものである。この表を基礎に皇族の軍事上の位置と役割を次の三点に整理できよう。

第4表 皇族の軍事関係履歴表

人 名	
熾 仁 親 王	東征大総督 (1868), 西南役征討総督 (1877), 参謀本部長 (1886), 近衛都督 (1886), 参軍 (1888), 参謀総長 (1889)
威 仁 親 王	海軍兵学校入学 (1874), 海軍少尉 (1880), 横須賀鎮守府海兵団長 (1893), 松島艦長 (1894), 橋立艦長 (1895), 海軍砲術練習所長 (1895), 海軍大将 (1904)
裁 仁 王	海兵学入 (1903), 海軍少尉 (1908)
載 仁 親 王	陸軍騎兵少尉 (1887), 日清役第1軍司令部附 (1894), 満州軍総司令部附 (1904), 陸軍中將 (1904), 第1師団長 (1906), 近衛師団長 (1911)
貞 愛 親 王	西南役征討総督本営附 (1877), 陸軍歩兵中佐 (1884), 歩兵大佐 (1887), 少将, 歩兵第4旅団長 (1892), 中將, 第10師団長 (1898), 第1師団長 (1901), 大将 (1904), 軍事参議官 (1905), 第2・7・8師団特命検閲使 (1907), 第1特命検閲使 (1912)
博 恭 王	海軍兵学校入学 (1886), ドイツ海軍大学校入学 (1894), 黄海々戦にて負傷 (1904)
菊 麿 王	海軍兵学校入学 (1886), ドイツ海軍兵学校卒 (1894), 海軍大佐 (1908),
彰 仁 親 王	征討大将軍 (1868), 会津征討越後総督 (1868), 陸軍少尉 (1873), 佐賀の乱征討総督 (1874), 東京鎮台司令長官 (1877), 新選旅団司令長官 (1877), 陸軍中將, 近衛都督 (1880), 大将 (1890), 近衛師団長 (1891), 参謀総長 (1895), 征清大総督 (1895), 元帥 (1898)
邦 彦 王	陸軍大学校卒 (1902)
博 経 親 王	海軍少将 (1876)
能 久 親 王	陸軍少将 (1884), 中將, 第6師団長 (1892), 近衛師団長 (1895), 陸軍大将 (1895)
成 久 王	陸軍士官学校卒 (1908)
依 仁 親 王	仏国海軍兵学校卒 (1890), 浪華艦分隊士 (1892), 浪速分隊長心得 (1894)
守 正 王	陸軍士官学校卒 (1896)
恒 久 王	陸軍士官学校卒 (1903), 陸軍騎兵中尉 (1905), 陸軍大学校卒 (1910)
鳩 彦 王	陸軍士官学校卒 (1908)
稔 彦 王	陸軍士官学校卒 (1908)

(出典) 『明治天皇紀』1～12巻より作成

(備考) 皇族名は純仁親王—嘉彰親王—彰仁親王というように数回変化を示す場合があるが、ここでは最終的な皇族名を使用した。

第一に、皇族男子は、一八七七（明治一〇）年までに勃発する戦時状況（戊辰戦争・土族反乱）においてはたてまへ上軍事上の最高権威となることである。たとえば一八七三年以前では、戊辰戦争に際して有栖川宮熾仁親王の東征大総督、仁和寺宮嘉彰親王の征討大將軍²⁷、会津征討越後口総督の就任²⁸があり、一八七三年以後では嘉彰親王（この時点ではすでに東伏見宮と改称している）の佐賀の乱征討総督²⁹、熾仁親王の西南役征討総督の就任³⁰がある。これらの戦時状況における皇族の権限は、たとえば西南役征討総督に任じられた熾仁親王の場合、「陸海一切ノ軍事並將官以下黜陟賞罰³¹」をすべて天皇から委任されるという絶大なものであった。

ただ注視しなければならないのは、西南戦争時までは、皇族が軍事上の大権を形式上掌握しても、それは武官である事を理由にはなかったことである。具体的には、西南役征討総督に就任する熾仁親王は元老院議長であり、武官ではなかった。熾仁親王が陸軍大將となるのは西南の役が鎮圧された後の一八七七（明治一〇）年一月一日であった³²。このことは、この時期までは、武官が軍令の大権を掌握する形式がまだ成立していない事を意味するとともに（佐賀の乱時の大久保利通を想起してほしい）、皇族男子は武官であると否とを問わず、天皇への近接性という血統的権威により軍事上の大権を掌握していた事を意味する。熾仁親王の陸軍大將就任は元老院議長との兼任であったが、皇族の本務が武官であることを明確にする。そして皇族がいっさいの行政職より離れ、武官としての位置が確立するのは、ひいてはその事によって宮中と府中の別が確立するのは、一八八五（明治一八）年の内閣制度の創設、具体的には熾仁親王が左大臣の位置をおりる時である³³。

第二に、一八八五年以降、皇族男子は、一定の期間ではあるが陸軍と海軍の調整の機能を果たすべく位置づけられた。周知の如く、一八七八（明治一一）年一〇月五日、陸軍に軍政から独立した天皇直隸の軍令機関である参謀本部

が設置されるが、一八八六（明治一九）年三月一四日、参謀本部条例の改訂により参謀本部は「陸海兩軍の統合的軍令統轄機関³⁴⁾」となった。その際「本部長ハ皇族一人勅ニ依テ之ヲ任ス 部事ヲ統轄シ帷幄ノ機務ニ参画スルヲ可ル」（改正参謀本部条例 第二条）と規定され、有栖川宮熾仁親王が参謀本部長の職についた。

皇族の参謀本部長任命の意図を森松俊夫氏は次のように意味づける。一八七二（明治五）年二月兵部省が廃止され、陸軍省・海軍省に分立されて以降、陸軍・海軍間に微妙な対立があった、したがって「参謀本部内の陸海軍の統制と協調を期することはきわめて困難であるので、陸海軍を超越し、軍人とか階級とかの資格を定めぬ皇族という身分のものを参謀本部長に任ずることにより、統合の実を得よう」とした³⁶⁾と。森松氏の表現に部分的に疑問が残るとして³⁷⁾も、この見解は妥当なものであろう。

一八八八（明治二一）年五月一二日参軍官制（勅令第二四号）により、参謀本部長は参軍と名称をかえ、ひきつづき熾仁親王がその職にあたった³⁸⁾。参軍官制は、「参軍ハ帝国全軍ノ参謀長ニシテ皇族大中将一名ヲ以テ之ニ任シ直ニ皇帝陛下ニ隷ス³⁹⁾」（第一条）と、皇族がこの位置につく事を明記したほか、「戦略上事ノ軍令ニ関スルモノハ専ラ参軍ノ管知スル所ニシテ之カ参画ヲナシ親裁ノ後平時ニ在テハ直ニ之ヲ陸海軍大臣ニ下タシ戦時ニ在テハ参軍之ヲ師団長艦隊司令長官鎮守府司令長官若クハ特命司令官ニ伝宣シテ之ヲ施行セシム⁴⁰⁾」（第三条）という表現にあらわれる如く参軍は強大な権限が与えられた。そしてこの参軍の下に陸軍参謀本部・海軍参謀本部がおかれることになった（第五⁴¹⁾条）。

しかし、一八八九（明治二二）年三月七日、参軍官制は陸軍参謀本部条例・海軍参謀本部条例とともに廃止となり、陸・海軍の統合的軍令統轄機関は姿を消すことになった。かわって全軍を管轄する参謀本部、海軍に海軍参謀部がお

かれ、陸・海軍が各々独自に軍令事項をあつかうことになった。⁽⁴²⁾ しかもこの時制定された参謀本部条例⁽⁴³⁾では「陸軍大將若クハ陸軍中將一人ヲ帝國全軍ノ参謀総長ニ任シ」（第二条）とし、参謀総長の皇族就任の規定を設けなかった。海軍参謀条例⁽⁴⁴⁾も同様にその長に皇族就任を規定する条項を設けなかった。したがって、この時点で陸・海軍の調整にはたず皇族の役割はおわったといつてよい。しかもこのような短期間で皇族の調整機能が終焉した事は、陸軍大將である熾仁親王の調整機能がその意図通りの機能を果しえなかったことの証左であろう。

この後、参謀総長は有栖川宮熾仁親王が一八九五（明治二八）年一月死去するまでその職に就き、ついで小松宮彰仁親王がつぎ、さらに一八九八（明治三一）年一月、川上操六がこれをつぐことになる。⁽⁴⁵⁾

第三に、一八七三年以降一九四五年まで皇族の軍事上の進級には特権的処置がほどこされ、そのことよって皇族の権威をそこなわないように配慮がなされていた。「皇族は生存されていれば、大將まで昇進される慣例⁽⁴⁶⁾」であったし、一八九八（明治三一）年一月一九日元帥府条例制定により、皇族は最終的には天皇の「軍務ノ顧問⁽⁴⁷⁾」である元帥までなりえた。また一八九六（明治二九）年八月一〇日に皇族付陸軍武官制が、一八九七（明治三〇）年一〇月一四日に皇族付海軍武官制が定められ、武官である皇族の階級如何にかかわらず、陸軍大尉・海軍大尉がその皇族の軍務・祭儀・礼典および宴会等に随従することになる。⁽⁴⁸⁾

この皇族の特権進級は、一八七三年以降のいつから明確に意識されて行われるようになったかは不明である。ただ、有栖川宮家の熾仁親王が、一八九〇（明治二三）年と思われる時期に、海軍拡張の必要性とともに皇族の特権的進級の必要を訴えている事は注目される。

海軍少尉熾仁親王は、一八八九（明治二二）年二月、欧州軍事視察のために渡欧し、⁽⁴⁹⁾ 翌年四月帰国後「軍事視察上

の意見」と題する復命書を提出している。威仁親王はこの復命書で、欧州における海軍の現状を述べ、日本における海軍の拡張と海・陸両軍対等の必要性を指摘し、ついで欧州における皇族の軍事教育の状況を述べ、「(皇族の)進級ハ特別ニシテ、年限ニ拘ラズ、総テ皇帝ノ御思召ニ依ラシムベシ」と指摘している⁽⁵⁰⁾。さらにこの復命書と同時期か、少なくとも近い時期に書かれたと思われる「海軍に従事する皇族の件」という書類が威仁親王の手稿中にあり、その中で威仁親王は次の如く述べている。⁽⁵¹⁾

皇族ノ進級ハ一般將校ト異ナルベキコト 一定期限内ニ其職務ヲ修得スルコト能ハザル底ノ人物ハ、固ヨリ論ズルニ足ラズ。元来、皇族ハ、一般將校ト異ニシテ、身体モ自然孱弱ナリ。サレバ、他ヨリモ一層ノ戮力ヲ要スルヲ以テ、長ク下級ニ服務セシムルハ、断ジテ得策ニ非ズ。翻ツテ、人ヲ統御スルコト、竝ニ小事ニ関セザルコト等ニ就イテハ、ソノ本性、自然ニ適合スル所アリ。コノ特質ヲ考察シテ、進級モ亦タ他ト異ナルヲ要ス。

この威仁親王の意見は、「一般將校ハ、皇族ヲ上ニ戴キ、一身ヲ損シテ、国家ノ為ニ報効ヲ図ルヲ要ス」という理⁽⁵²⁾念から発していた。現実には、第四表にもみられるように、一八九〇(明治二三)年以前にも皇族の特権的進級が行われていたが、威仁親王の意図はこれを明確に慣例化させる意図があったといつてよい。これ以降、皇族男子の特権的進級が漸次的に一層進行することはいうまでもない。

要するに、皇族男子は、一八七三年にその本務を軍人として位置づけられて以降、漸次的に軍隊が皇軍(天皇の軍隊)であることを社会的に示す権威的存在としてその機能を明確化されていくことになる。

(1) 『明治天皇紀』第一 五五八頁、

(2) 同右 第一 五八九頁。

- (3) 高松宮編修掛編『熾仁親王行実』巻上 九一—二頁(一九二九年)。多田好問編『岩倉公實記』中巻(原書房版 一九六八年)に、中御門経之より正親町三条実愛への書簡があり、この中で熾仁親王に頭出を伝える役目をおわされた中御門の焦慮を示した文があり(一五二頁)、興味深い。
- (4) 総裁は「万機ヲ総裁シ一切ノ事務ヲ決ス」とされ、議定は「事務各課ヲ分督シ議事ヲ定決ス」とされ、参与は「事務ヲ参議シ各課ヲ分務ス」とされた(『法令全書』第一巻 一五一—二六頁)。
- (5) 『明治天皇紀』第一 五九八頁。
- (6) 同右 第一 五九九頁。
- (7) 『太政官日誌』第一巻 九頁。
- (8) 同右 第一 六三一頁。
- (9) 同右 第一 七一〇頁。
- (10) 『法令全書』第一巻 一三九、一四二頁。
- (11) 『岩倉公實記』中巻 六二頁、下山三郎『近代天皇制研究序説』三二頁(岩波書店 一九七六年)
- (12) 『熾仁親王行実』巻上 一〇三、一〇九頁。
- (13) 『法令全書』第一巻 一七頁。
- (14) 『明治天皇紀』第一 八八〇頁。
- (15) その経過は『熾仁親王行実』に収録されている諸大夫山本邦保の覚書が詳しい。それによれば、山本と前川式部少丞が二月四日、東征大総督の任をすんで拜命する様親王に建議をした。翌七日、親王は兩名を呼び大総督拜命のため三条・岩倉に取計ってもらうよう指示した。三条は「総裁官、百里之外ニ御出馬被遊候ハバ、主上御輔佐之儀ハ誰ガ致スベキカ」と躊躇したが、岩倉は親王が大総督に就任することと同意し、「早速評議之上、精精尽力可仕旨御答」があった。親王はその後、再度山本を岩倉のもとにかわして請願し、その結果九日に熾仁親王はその任を拜命している(一〇三—一〇六頁)。
- (16) 以下の履歴の叙述は次のものによる。『明治天皇紀』第一 七九一、七九五、八三〇、八八〇頁、第二 五二、六七、八〇、二二二、二二八、二八四、二九〇、三〇九、四四三、四五九、四九〇、五二〇、五二二、五八五、六六五、七六八頁。『熾仁親王行実』巻上 一七七、一八九、一九三、二〇六—一八頁。『熾仁親王行実』一九〇、一九三、一九八、二〇九、二二二、二二七、二二七—二二二、二二五頁。
- (17) 熾仁親王がなぜ福岡藩知事(薩藩置県後は福岡県知事)に任命されたかについては拙稿「天皇の家」参照。
- (18) 熾仁親王の左大臣就任は、一八七五(明治八)年一〇月に島津久光が辞官して以来空位であった職をついだものである。なぜこの時期に

空位であった左大臣を新たに任用せねばならなかったかは、現在の筆者の力量では明らかにできない。しかし、もし特定の人物を任用するとすれば、熈仁親王以外に存在しなかったと思われる。第一に太政大臣および右大臣との関係である。すなわち、官職において左大臣は太政大臣三条実美につぐ官であり、その下に右大臣岩倉具視がいた。とすれば、左大臣は政治経歴および位階勲位等において岩倉と同等、もしくはその上に位置づけられる人物でなければならない。第二に、久光の後をつぐ事、諸藩出身の政府内人物の調整の必要からして藩士出身の人物は考えられない。第三に、旧公家の中で最高の身分的位置をしめる一人である中山忠能には調整能力はない。第四に、皇族中で武官以外に継続して政治経歴をもつ人物は熈仁親王以外にない。

なお、この左大臣就任にあたっての熈仁親王の態度が興味深い。左大臣就任の内意があった時、親王はこれを固辞した。その理由を、岩倉具視より三条実美宛二月二十七日付書簡は、「全ク皇族ニテ三公ト申ス事ハ不条理トノ御内意ト被察候」(『熈仁親王行実』巻下 四一頁)と記している。なぜ「不条理」であったのか。「明治天皇紀」は、「蓋し皇族の陸海軍に將たらんは可なりと雖も、三公に列して行政官たらんは不可なりとの意見を持し、元老院議長長の職に在ること亦其の本意にあらざるもの如し」(第五 二六頁)と記している。親王は二八日辞令をうけるが、すぐに辞意を三条に伝え、二九日天皇の親論によりやると拜命する(同上)。要するに、熈仁親王にとつて、皇族は軍人が本務であり(熈仁親王は当時陸軍大将)、行政官はありうべき姿ではない、と意識されていたと思われる。

(19) 熈仁親王が神道教導職総裁となるのは一八八一(明治一四)年二月三日である(『熈仁親王行実』二六九頁)。親王の神道教導職総裁就任は、一八七八―一八〇年のいわゆる祭神論争―神道事務局神殿に奉斎する祭神をめぐるの神道界内部の対立―の收拾のためであった。この祭神論争については中島三千男「大教宣布運動と祭神論争―国家神道体制の確立と近代天皇制国家の支配イデオロギ―」(『日本史研究』一一六号)のすぐれた分析がある。

(20) 『明治天皇紀』第一 七九二―七九三頁、第二 二〇〇頁、棠陰会編「能久親王事蹟」一一八頁(一九〇八年)。

(21) 守脩親王は一八八一(明治一四)年九月一日死去するが、すぐに養嗣子菊麿王の継嗣問題がおきる。九月一日朝彦親王は宮内卿徳大寺実則に菊麿王の梨本宮繼嗣実現を願う書簡を發している(全文は拙稿「近代皇族の権威集団過程―その一 近代官家の編成過程―」『社会科学』二七号 第一章第二節注23)。その中に「故守脩養積年之病体ニテ朝家之御為何之功勞モ無之」との文がある。

(22) 『法令全書』第六卷ノ一 八二三(一九七四年)。

(23) 松下芳男「皇族と日本軍制」(『日本歴史』一六八号 九四頁)。

(24) 『明治天皇紀』第三 一七二頁。

(25) 松下芳男「皇族と日本軍制」再論―閑院純仁氏の批評に答える―(『日本歴史』一七二号所収 八三頁)。

(26) ただし全社会的に軍人の価値が一般文官よりも急騰するのは日清戦争時以降と思われる(拙稿「日清戦争時下の京都と尚武組織」秋山國三

- 先生追悼會編『京都地域史の研究』所収 三五七―八頁参照。
- (27) 『明治天皇紀』第一 五八五頁。
- (28) 同右 第一 七四九頁。
- (29) 同右 第三 二一四頁。
- (30)(31) 『熾仁親王行実』卷上 三三三頁。
- (32) 同右 卷上 三八二頁。
- (33) 同右 卷下 二〇五頁。この年二月三日、太政大臣・左大臣・右大臣・參議等の職制を廃止した結果、熾仁親王の左大臣の職も自然廢官となる。この日熾仁親王は參謀本部長に任命されている。
- (34) 松下芳男『明治軍制史論』下卷 一七三頁、一九五六年。なお以下の本文叙述においてもこの書および森松俊夫『大本營』(教育社新書)を参照させていただいた。
- (35) 内閣記録局『法規分類大全』兵制門二 四四一頁 原書房 一九七七年復刻。
- (36) 森松前掲書 四五頁。
- (37) 「軍人とか階級とかの資格を定めぬ皇族」という表現は少々誤解を招く怖れがある。一八七三(明治六)年二月九日の太政官達によって皇族男子の本務は軍人となり、熾仁親王の左大臣廢職によりそのことは明確になっている。
- (38) 『熾仁親王行実』卷下 二五二頁。
- (39)(40)(41) 『法令全書』第二卷之一 勅令七一頁(一九七八年原書房復刻版)。
- (42) 松下芳男前掲書 一八二―一八四頁。
- (43) 『法令全書』第三卷ノ一 勅令七二―七四頁(一九七八年)。
- (44) 同右 第二卷ノ一 勅令七八―七九頁。
- (45) 『明治天皇紀』第九 三七八頁。彰仁親王が參謀總長の地位を降り、川上操六が參謀總長となるのは彰仁親王の意志でもあったらしい(同 第九 三三〇―三三二頁)。
- (46) 前掲松下「皇族と日本軍制」九三頁。
- (47) 元帥府設置の詔(『明治天皇紀』第九 三七七頁)。
- (48) 『明治天皇紀』第九 一〇五、三二一頁。
- (49) 『熾仁親王行実』卷上 一三九―一四六頁。

(50) 同右 卷上 二〇六一二七頁。

(51) 同右 卷上 二二〇頁。

(52) 同右 卷上 二二七頁。

3 社会諸組織とのかかわり

一八九八(明治三一)年二月九日、伊藤博文が皇族の賜姓降下規定の導入の必要性を含めた十ヶ条の意見書を天皇に奉呈したことは既に述べた。この十ヶ条の意見書の中で皇族の社会事業へのかかわり方を記した文がある。次の如くである。¹⁾

凡ソ皇族ハ帝室ニ密邇シ、其近親ナルヲ以テ之ヲ華族以下ト同視スヘキニアラス。又一般社会上ニ於テモ上流ノ交際ヲ除ク外、民間普通ノ事業等ニ關係スヘカラサルハ論ヲ待タス。然ルニ近來民間有益ノ名ヲ以テ、各種ノ事業ニ皇族ノ總裁或ハ名譽員等ニ加入シ、其名稱ノ下ニ社会ノ信ヲ博セントスルモノ其数ヲ知ラス。此等ハ縦令社会上有益ノ事ニ屬スルモ、至尊ノ勅許ヲ得シテ皇族自身カ漫然其承諾ヲ与フヘキモノニアラス。又帝室ニ於テモ之ヲ許スト否トハ其性質ヲ正シ、充分周到ノ議ヲ尽シ、勅裁アルコトニ定メラレサルニ於テハ、人民利害ノ関スル所ハ勿論、党派等ノ關係ヨリ意外ノ結果ヲ生スルニ至ルヘシ。故ニ之カ予防ノ方法ヲ執ルコト亦今日ノ急務ナリト信ス。

伊藤は、この文の中で、皇族の社会事業へのかかわりが無制限的に行われる可能性があり、その結果として皇族の權威、ひいては皇室の權威が犯される事態に対する憂慮を表明している。

では、明治期において皇族の社会事業とのかかわりがいかに行われたか。その事を示したのが第五表である。この表は『明治天皇紀』を中心に作成したものであり、諸組織の数からしてもきわめて不十分なものである。しかし大方

第5表 皇族の社会事業

人名	事柄
熈仁親王	皇典講究所総裁(1882)
熈仁親王	華族会館々長(1874), 借行社社長(1879), 博愛社入社・斯文学会会長(1880), 龍池会総裁(1883)
	大日本教育会総裁(1884), 興風会会長(1885), 水交社名誉社員(1886), 日本赤十字社総裁(1887), 伊学協会総裁(1888), 神苑会総裁(1889), 平安遷都記念協賛会総裁(1893)
妃董子	東京慈恵医院幹事長(1887)
威仁親王	水交社社長・南叡会会長・かなの会会長(1883), 共立病院総長(1884), 地学協会名誉会員(1886), 大日本帝国水難救済会総裁(1890), 南叡会総裁(1891), 日本海員救済会総裁・海軍将校端艇競漕会総裁(1892), 日本美術協会総裁・神苑会総裁(1895), 伊学協会総裁(1896), 帝国海事協会総裁(1900), 帝国軍人援護会総裁(1904), 大日本水産会総裁・大日本歌導奨励会総裁(1904)
載仁親王	日本赤十字社総裁(1903), 日仏協会名誉総裁(1909)
妃智恵子	愛国婦人会総裁(1904)
貞愛親王	大日本山林会会頭(1882), 大日本蚕糸会会頭(1905), 日仏協会名誉総裁(1909), 帝国在郷軍人会総裁(1910), 済生会総裁(1911)
晃親王	向陽会会長(1888)
彰仁親王	博愛社総長(1877), 大日本水産会会頭(1882)
朝彦親王	崇叡会会長(1882), 保勝会会長(1884)
邦彦王	日独協会総裁(1912)
能久親王	大日本農会会頭(1882), ドイツ学協会会長(1883)
依仁親王	日仏協会名誉総裁(1909)
守正王	日仏協会名誉総裁(1909)
恒久王	皇典講究所総裁(1907)
邦憲王	向陽会総裁(1908)

(出典) 『明治天皇紀』3～12巻, 『熈仁親王行実』巻上・下, 『威仁親王行実』巻上・下, 『邦彦王行実』

(備考) ①()は就任年をさす。

②内国博覧会総裁等一過性の役職は除く。

③日本赤十字社についてはほとんどの皇族が名誉社員となっているが、ここでは省略した。

の傾向はわかるであろう。その傾向とは次の三つである。第一に時期の問題では、明治一ケタ代では皇族の社会事業とのかかわりはほとんど存在せず、明治十年代、しかもその後半以降に活発化し、二十年代もそれが持続する、三十年代から四十年代にかけては、新に社会組織の名誉職就任は報國・恤兵と博愛・慈善を目的とする組織（帝國在郷軍人会、済生会等）に主として限定され、むしろ十年代から二十年代に皇族がかかわった組織については、皇族の代がわりが進行することである。第二に、少なくともこの表に記載している組織は直接的に営利を目的にしていない。第三に、多くの組織が天皇や皇后から創設・発展のための財政的援助が行われ、さらに総会等への天皇の行幸・皇后の行啓がしばしば行われていること等³⁾の事実からして多くの組織が准公的なものであったことである。

以上の如くみれば、前述した伊藤の憂慮は、明治三十年代前半の時期に皇族と民間営利組織との関係が存在していたというよりも、社会的に皇族を各種組織の名誉職に推戴する風潮が増大していることに対する憂慮であったといえよう。

したがって翌一八八九（明治三二）年四月一九日、皇族の各種団体名誉職就任に関する内規が定められる。その内容は次の二点である。³⁾①皇族を政治・宗教または営利の事業に推戴して名誉職員とする事を禁止し、学術・技芸・慈善・衛生其の他の公共事業に関し新に皇族を名誉職員に推戴せんとする時、およびこれらの事業と均しき外国の公共団体より皇族を名誉職員に推戴せんとする時、該皇族は其の応諾に際し勅許を受ける事を要する。②これらの事業にせずでに皇族推戴の例あるものについては、その皇族から宮内大臣に諮問する事を要する。

この内規制定の理由は、前掲の伊藤の文と全く同じ、すなわち皇族は政治・宗教・民間営利の外に超脱しなければならぬという理念である。ともかくもこの時点で従来ある程度皇族の個人意志にゆだねられていた社会諸織へのか

かわりは「勅許」の必要という形で明確に制度化される。

そしてこの内容は、そのまま一九一〇年（明治四三）年三月三日の皇室令第二号、皇族身位令第四四～四七条にうけつがれることになる。

では、皇族は営利をとまなわない社会事業にかかわる事によっていかなる国家的役割をになうのか。その点を皇族がかかわった代表的な社会事業である赤十字事業について簡単にみてみよう。

日本の赤十字事業は、一八七七（明治一〇）年西南戦争時に、佐野常民、大給恒らによって博愛社が創設された事によってはじまる。この年総長に東伏見宮嘉彰親王を推戴している。その後、一八八六（明治一九）年一月日本政府がジュネーブ条約（赤十字条約）に加盟したことにより、翌年五月博愛社を日本赤十字社と改称する。そして同年七月、地方委員及支部規則を定め、全国的に支部設立と社員拡大に着手する。支部長はほとんど知事が就任する。日本赤十字社は日清・日露の両戦争をバネとして飛躍的に社員を拡大し、一九一二（明治四五）年二月時には全国で一五二万五千人弱（全人口三五人に一人の割合）まで膨張する。

この機関は博愛社の段階から様々な形で天皇および皇族の支援をうけていた。一八七七（明治一〇）年の創立時には天皇より千円の下賜があり、同年には嘉彰・貞愛・熾仁親王によって各々百円の寄付が行われている。一八八三（明治一六）年から一八八六（明治一九）年までは皇后が毎年三百円を下賜する形がとられている。この間一八八〇（明治一三）年には熾仁親王が入社し、一八八六年には彰仁親王妃頼子が入社し、この年には熾仁親王が名誉社員となっている。ただ博愛社の段階におけるこれらの皇族のかかわりは、各々の皇族の意志にもとづいて行われ、特に制度化は行われていない。たとえば、一八七七年八月に制定される博愛社則および一八八一年一月制定の博愛社規則

においては皇族のかかわりを規定した条目はない。¹³⁾

ところが、一八八七年、博愛社が日本赤十字社と改称した時期から、この機関に対する国家および皇室のかかわりが明確に制度化される。一八八七(明治二〇)年三月、日本赤十字社社則が決定されるが、その中で、赤十字社は「皇帝陛下ノ至貴至尊ナル保護ヲ受クルモノ」(第二条)とされ、総裁は皇族に限定され(第六条)、社長・副社長の選定は勅許をえる事が必要とされた(第八条)。そして同社は宮内省・陸軍省・海軍省の監督をうけるものと規定された(第七条)。社員は正社員・賛助社員・特別社員・名誉社員の四種とされたが(第五条)、名誉社員には一八九〇(明治二三)年五月より皇后を除くほとんどの成年皇族男子とその妃および諸外国皇族が就くことになる。¹⁴⁾また褒賞として「特別ノ功勞アル者」には常議會の決議により有効章が与えられることになるが(第一五条)、皇族では一八八八(明治二一)年一〇月熾仁親王・妃薫子・彰仁親王・妃頼子の四人の授与を皮切りに明治期を通じてほとんどの成年皇族男女が授与されることになる。¹⁵⁾

以上の如く日本赤十字社が皇族のかかわる社会事業の代表的存在となるのは、疑制的な天皇制家族国家理念(天皇を父とし「一般臣民」を子とする理念)および軍国主義理念に最も適合していた組織であったからである。すなわちこの組織は、報国・恤兵を主旨とし、その事業の中心は戦場での負傷者疾病者の看護であった。したがってこの組織は報国・恤兵という理念と博愛・慈善という理念が最も理想的に結合した組織であった。単なる博愛・慈善の事業ではなく、軍国主義発展とむすびついた慈善事業である。軍人を本務とする皇族男子がかかわるには最もふさわしい。皇族女子にしても側面から軍国主義発展に寄与しうることになる。

要するに、皇族は、日本赤十字社の如き社会組織にかかわることによって、天皇および皇室が博愛と慈善とをもつ

てしかも軍事的権威性をもって君臨する存在であることを「一般臣民」にさし示し、そのことによって全社会的同化性を拡大していく役割を荷わされるのである。¹⁶⁾

- (1) 『伊藤博文伝』下巻 三三七頁。
- (2) これらの組織に対する、天皇・皇后の財政的援助、天皇・皇后の行幸・行啓は『明治天皇紀』や各団体史に無数に記録されているが、ここでは省略する。
- (3) 『明治天皇紀』第九 六三三―三四頁。
- (4) 第四四―四七条は次の如くである。
 - 第四十四条 皇族ハ商工業ヲ營ミ營利ヲ目的トスル法人其ノ他ノ団体ノ社員会員又ハ役員トナルコトヲ得ス
 - 第四十五条 皇族ハ任官ニ依ル場合ヲ除クノ外報酬ヲ受クル職ニ就クコトヲ得ス
 - 第四十六条 皇族ハ公共団体ノ吏員又ハ議員トナルコトヲ得ス
 - 第四十七条 皇族公益法人其ノ他營利ヲ目的トセサル団体ノ社員会員又ハ役員トナラムトスルトキハ勅許ヲ受クヘシ
- (5) 以下の博愛社―日本赤十字社に関する叙述は特にことわらない限り、次のものによる。『日本赤十字社史稿』（日本赤十字社 一九二一年）、『日本赤十字社發達史』（日本赤十字社 一九二二年）による。
- (6) 『日本赤十字社發達史』附録「明治四十五年二月末日現在調日本赤十字社社員統計表」。
- (7) 『日本赤十字社史稿』四四―四五頁。
- (8) 同右 四五頁。
- (9) 『熾仁親王行実』巻下 三九頁。
- (10) 『日本赤十字社發達史』附録年表 五頁。
- (11) 『日本赤十字社史稿』附録 名譽社員人名書 三九頁。
- (12) 同右 九二、一二五―一四七頁。
- (13) 同右 一五九―一六七頁。
- (14) 註(11)参照。
- (15) 『日本赤十字社史稿』附録 有功章授与者人名書 四三―四五頁。

(16) 天皇および皇室に対する全社会的同化性を獲得するのが皇族のかかわりの目的であるとするならば、皇族がかかわる組織が内部的に対立するか、もしくは一定程度政府との矛盾が存在する場合には、皇族のかかわりは好ましくなくなる。一八九三(明治二六)年、大日本教育会が「小学校教育費国庫補助の件」をめぐって井上毅文部大臣と対立し、その結果有栖川宮熾仁親王が大日本教育会総裁を辞退したのはその一例である(帝國教育会『帝國教育会五十年史』五六―五八頁、一九三三年)。

おわりに

ここではこれまで述べてきたことの時期的特徴をおさえることによってまとめにかえきたい。

近代皇族の権威集団化過程を一八六七(慶応三)年一月九日の「王政復古の大号令」を起点とすれば、明治期においていくつかの節目を設定することができよう。

第一の節目は、一八六八(慶応四)年閏四月の時期である。前月四月一七日に皇族の出家が禁止され、皇族の復讐に対応して閏四月一五日に宮家の家格が設定される。そして同月二日には政体書の公布とそれともなう人事によって、新たな天皇像の登場と併行して皇族が基本的に行政職より離れることになる。

第二の節目は、一八七三(明治六)年一月九日の太政官達である。皇族男子はこの達により陸海軍人を本務とすることを運命づけられる。

第三の節目は、一八八五(明治一八)年二月二二日の太政官制の廃止および内閣制度の創設である。これによって宮内省は内閣外におかれ、宮中と府中の別が確立される。皇族はこの制度の創立によって行政職より完全に分離される(具体的には有栖川宮熾仁親王の左大臣廃官と参謀本部長就任である)。

第四の節目は、一八八九(明治二二)年二月一日の皇室典範の制定と皇族列次の設定である。皇室典範の意義に

ついで若干記しておこう。第一はいうまでもなく皇室制度の根幹を確定したことである。皇位継承順序の原則、女帝および譲位の禁止を確定した意義は大きい。ただし永世皇族の制を採用したために、皇族対策としては不充分性を残している。第二は皇室典範制定形式の意義である。皇室典範は大臣の副書もなく制定にあたっては公布式も行われなかった。伊藤博文は「皇室典範義解」でその理由を「家法¹⁾」であることに求めている。要するに「家法」とすることによって、皇室に対する議会したがって人民の容喙を完全に封じたことに重要な意義がある。したがってこの時点では、皇室典範に対し大日本帝国憲法、法律・勅令がたてまえ上いささかも拘束性をもたないものとされた。

第五の節目は、一八九八(明治三一)年二月の伊藤博文の十ヶ条の意見書提出と、それに対応した形での翌年八月の帝室制度調査局の創設である。皇室および皇族の権威化のための皇室制度の徹底した制度化の開始である。

第六の節目は、一九〇七(明治四〇)年二月一日の皇室典範増補公布と同年三月二七日の皇室令第一号の登場である。皇室典範増補制定の意義は次の三点である。第一は、永世皇族の制の事実上の廃止(たてまえ上は存続)、したがって賜姓降下の制の復活である。これによって一八九九年皇室典範での皇族対策の不充分性が克服される。第二は、同年一月三一日に制定された公式令²⁾第四条(皇室典範ノ改正ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス 前項ノ上諭ニハ皇族會議及ビ枢密顧問ノ諮詢ヲ経タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ國務各大臣ト俱ニ之ヲ副署ス)にのっとり、公布式が行われたことである。前述した如く、一八九九年皇室典範においては、帝国議会開設以前である状況を反映し、議会の容喙を防止するために、大臣の副書も一般への公布もなされなかった。しかし、皇室典範増補制定の時点では、議会の容喙の不安も解消し、大日本帝国憲法と同列に並ぶ国家の法³⁾として、むしろ「一般臣民」への積極的な侵透をはかったことが重要な特徴である。第三に、皇室典範および皇室令(皇室典範増補では「典範又ハ之ニ基キ発スル規則」と

法律・勅令との関係を明確化したことである。この点は第七条（皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ関スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム 皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規定ニ依ル⁽⁴⁾）と第八条（法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基キ發スル規則ニ別段ノ条規ナキトキニ限り之ヲ適用ス⁽⁵⁾）が規定したところである。すなわち第七条においては、皇室および皇族にかかわる件に対しては法律は適用されず、皇室典範又は皇室令の規定が適用される、との原則がうちたてられた⁽⁶⁾。しかしもし皇室令が不備であるとすれば、特定の問題について皇族に適用すべき法が存在しない事態も生じかねない。したがって第八条においては、あくまで第七条の原則を堅持しながらも、もし皇室典範および皇室令に規定が存在しなければ、法律で皇族にも適用する旨が明言しているもの限り、皇族に対する法律の拘束性を示した。第七条と第八条の関係は、一九〇七（明治四〇）年九月五日の皇族講話会での講義において穂積八束が「第七条ガ原則デゴザイマシテ、第八条ハソレニ融通ヲ示シタル所ノ規定デゴザイマス⁽⁷⁾」と述べた如く、あくまで第七条が主たるものであった。皇室および皇族については皇室典範および皇室令が法的拘束性をもち、他の法律はあくまで例外的な場合のみ拘束性をもちえるとすれば、早急に多くの詳細な皇室令が不可欠になる。前述の講義で穂積は、次のように述べている⁽⁸⁾。

（前略）斯ク成テ見マスルト、一日モ早ク皇族ニ関スル各種ノ御規定ガ定ラナケレバ、問題ガ若モ起リマシタトキニハ、依ルベキ規則ガ無イト云フコトニナツテ、實際困ルノデアリマスル。若シ從來ノ儘デアリマスレバ、皇族ト雖ドモ財産ノ關係ハ、一般民法ニ依ルト云フヤウナ解釈ヲ採テ、サウシテ民法ノ規定ニ依テ論ズルト云フコトモ出来マスガ、今日典範ノ増補ガ出来マシタ以上、一般ノ法律ハ適用シナイ、皇室令ヲ以テ之ヲ定ムルト云フコトニナリマスカラ、皇室令ヲ以テ、速ニ是等ノ總テノ關係ガ御定メニナリマセストキニ於テハ、問題ヲ解決スルコトガ、甚ダ困難ノコトトナリマス。故ニ是等ノ事ハ、ソレソレ御制定ニナル訳デアル

ト、想像致シテ居ル訳デゴザイマスル。

穂積の言の如く、その年三月二十七日に皇室令第一号として皇族会議令が制定され、その後続々と皇室令が制定されていくようになる。

第七の節目は、一九一〇（明治四三）年三月三日の「明治四十三年皇室令第二号」皇族身位令の制定である。ここでは従来皇室典範や太政官達や内規として規定されていた皇族の班位、叙勲、陸海軍武官としての任官、賜姓降下、社会事業へのかかわり方が皇室令の条目としてすべて盛りこまれている。いわば、皇族の権威の社会化のための制度化が、この皇族身位令によって確立されたといつてよいであろう。

では、皇族の権威集団化過程ということで、これらの時期を大きく二つの時期に分別するとすれば、一八九八年の伊藤の十ヶ条意見書提出および翌年の帝室制度調査局の設置が大きな節目となる。この前の時期では行論で述べた如く、様々な形での皇族の権威化が進行する。この後の時期も皇族の権威化が進行することにかわりはないが、これ以降においては皇族の権威化のために徹底的な制度化がはかられたことが特徴的である。

この制度化は次代にむけての制度化と特徴づけられよう。伊藤の意見書が提出された前年の一八九七（明治三〇）年は、明治天皇について皇位を継承する嘉仁親王（後の大正天皇）が成人（一八才）をむかえた年であった。前述した如く意見書の中には、嘉仁親王について、「玉体御弱質」、「御学業等ノ進歩御遅緩」という言葉がみえ、伊藤の意見書提出が、嘉仁親王の代に移行した場合におこりうる事態に対する不安と焦慮から発していることが容易にうかがえる。伊藤の意図は、どのような「弱質」な人間が天皇になろうとも、皇室の権威にいささかのゆるぎもない徹底的な制度化であったといえよう。

伊藤の十ヶ条の意見書の中で、賜姓降下の必要性と皇族の社会事業へのかかり方の制限を述べた箇所については既に記したが、皇室および皇族の権威化のための他のの方策を要約的に掲げるならば次のようになる。

①天皇および皇族の婚嫁 血統の重視、帝室の婚嫁は皇族・華族の中で其門閥血統両方とも最高の地位にある者、すなわち旧華族中摂家、清華または旧諸侯であつてその源を天胤に発し、血族明確なる者を選定し、平素においてこの原則を一定にしておかねばならない。

②祖宗および皇族の祭事 これを厳正にし、濫祀を容れないようにすることは帝室の遺法である。

③帝室経済 できる限り冗費を省き、有用の用途に充る方策を講究しなければならない、皇室費の増額は議會容喩の端になるおそれがある、民間会社等による其の株券所有を帝室に請願する際にはつとめて之を謝断し、成るべく利益の共同を避ける必要がある、したがつて帝室の財本は國家の公債、または自家の不動産の二つに漸次轉換する必要がある。

④神社及寺院と帝室との關係 神社への賜金或は建造の許否、寺院の資格高下の許否等に帝室が関わることは慎重にせねばならぬ、帝室は宗教の外に立ち臣民随意の信仰を放任し、なるべく之に關係することを避け、容易に許否をしないことが帝室の威嚴を増進することになる。

⑤帝室の人民への対し方 帝室は臣民を愛育し、政治外に於ても憐憫を垂れ、徳惠を蒙らしめねばならぬ、教育美術の奨励は勿論、天災水災等の不幸を救助するに於ても公平にこれを行い、怨嗟の声を発せしめない様注意を要す。

⑥皇族及勲功ある臣僚への賞与 聖意に発し、特に恩賞等を帝室より与えるのは必要な事である。

⑦叙爵及昇爵 この件が宮内省の專管に帰し、至尊直裁の体を取る事は当然である、しかし今日の情勢では叙爵及昇爵は増加し底止するところがない、一定の制限の方策が必要である。

⑧東宮問題 皇太子殿下はすでに御成年に達したが、「玉体御弱質」であるとともに「御学業等ノ進歩御遅緩」である、この東宮を擁護するために、勲臣の内より一名を輔導の監督の任にあたらせ、皇族及勲臣の内より選抜して数名の者を伺候の任にあたら

せるべきである。

伊藤が提出した意見は漸次的に制度化されていく。東宮輔導の件は、同年二月一日、大山巖が東宮監督となり、三月二日には有栖川宮威仁親王が東宮賓友、伊藤博文、松方正義、土方久元が花御殿侍候（東宮侍候）となる。¹¹翌年五月八日には、東宮監督、東宮侍候が廃止され、新に威仁親王が東宮輔導、伊藤、大山、土方、田中光頭、中山孝麿が東宮輔導顧問となっている。¹²

天皇および皇族の婚嫁は、一九〇〇（明治三三）年四月二十五日、大婚、皇族婚嫁の二章よりなる皇室婚嫁令が制定され、その後一九一〇（明治四三）年二月一日制定の皇室令第三号皇室親族令第六条―三四条でより精緻にされる。皇室の祭祀については一九〇八（明治四一）年九月一日、総則・大祭・小祭の三章二六条および附式二編からなる皇室祭祀令が制定される。皇室経済については一九一〇（明治四三）年二月二三日、皇室財産令（皇室令第三三号）が制定される。その他、皇室にかんしては、皇族会議令（一九〇七年）、登極令（一九〇九年）、摂政令（同年）、立儲令（同年）、皇室成年式令（同年）、皇室服喪令（同年）、皇族身位令（一九一〇年）、皇族服喪令（一九一一年）が皇室令として制定され、皇室の成員の行動規範が明治末期に完全に制度化される。

このようにして皇族は、皇族身位令等の制度化のなかで自からの行動・進路を自らの意志で選ぶことなく、一定の行動様式を完全に運命づけられるのである。

(1) 伊藤博文『帝国憲法皇室典範義解』一四三頁 国家学会蔵版一八八九年。

(2) 『法令全書』明治四十年勅令七一―一二頁。

(3) 皇室典範増補制定の時点で、皇室典範が「国家の法」と位置づけられたとすることに異論があるかもしれない。なぜなら戦前以来皇室典

範および皇室令について、皇室の自主法」「家法」とみなすか、大日本帝国憲法と同列に國家の法とみなすか、あるいは兩者かねそなえているとみなすか、三様の解釈がある（詳細は佐々木惣一「皇室典範及び皇室令」『法学論叢』第二〇巻第一号 一九二八年、里見岸雄『天皇法の研究』五〇六一—五〇八頁 錦正社 一九七二年、酒巻秀男『皇室制度講話』一三—二三頁 岩波書店 一九三三年）。筆者にはこれらの法解釈に立ち入る力量はない。ただ次の点は指摘できるのではないかと考えている。法学者による様々な解釈が存在しようとも、各時期における為政者の解釈はどうであったかをみれば一八八九年皇室典範時においては明らかに皇室の自主法「一家法」という考えである。したがってたとえ矛盾があろうとも法律・勅令等との関係は存在しない、という事が原則になる。伊藤はなによりもきたるべき議會が皇室に容喙する事を防止しようとした。そのためには皇室典範が厳密に皇室の「家法」でなければならなかった。しかし約一八八九年後の一九〇七年皇室典範増補時の解釈は異なる。一八八九年皇室典範を厳密に「家法」として運用していく事には無理があった。皇族と人民にかかわる問題が惹起した場合、皇室典範の条目（たとえば第五十條）では不明確である。したがって皇室典範増補ではより詳細な皇室令制定を予定した。しかし皇室典範増補制定時にはまだ皇室令は制定されておらず、その後続々と制定されていくとしても、その間皇族と人民にかかわる件で皇室典範および皇室令に規定がない問題が惹起しないとも限らない。したがって増補では本文で述べる如く第八條を用意した。また一八八九年皇室典範時では行われていない公布式を一九〇七年増補時ではこれを行っている。とすれば、この時点で皇室典範が厳密に皇室の自主法「家法」である事を國家自身が否定したことになるまいか。問題は皇室典範が皇室の自主法であるとともに國家の法であるという混合の解釈が成立するかどうかである。ただ皇族講和会という皇族の会合で穂積八東が皇室典範増補を講義し、そこで皇室典範を大日本帝國憲法と並列の國家の法であると明言している事は、為政者の意識を反映していると考えられないか。なぜなら、このように明言した穂積は、皇室典範増補および各種の皇室令制定を主導した帝室制度調査局の御用掛を一八八九年よりつとめていた。皇室典範を「國家の法」とする穂積の言は、この時点での為政者の解釈を示している、と筆者には思える。

(4) 穂積八東「講和會議筆記」第七十二 五五頁。

(5) 同右 第七十二 七一頁。

(6) 従来の皇室および皇族にかかわる内規と皇室令との相違は、後者は「一般臣民」にも適用されるということが明確になったことである。穂積は次のようにいう（同右 第七十二 六〇—六一頁）。

皇族ト人民トニ涉リ、相關係スル所ノ事項ニ付キテ、各適用スベキ法規ヲ異ニシテ居ルトキハ、皇室典範及び皇室令ノ規定ヲ適用シマシテ、此ノ場合ニハ人民ノ方面ニ向テモ之ヲ適用シテ処分スルコトニナッタノデアリマスル。

(7) 同右 第七十二 七四頁。

(8) 同右 第七十二 七五—七六頁。

- (9) 『伊藤博文伝』下巻 三三五―四六頁。
- (10) 同右 下巻 三四八―九頁、『明治天皇紀』第九 三九六頁。
- (11) 『伊藤博文伝』下巻 三五―一頁、『明治天皇紀』第九 四一〇―一二頁。
- (12) 『伊藤博文伝』下巻 三五―二頁、『明治天皇紀』第九 六四一―四四五頁。

(付記)

史料収集に際し関係諸機関にお世話になった。個人では京都大学での史料収集に際し戸田文明氏にお手伝いをいただいた。謝意を表しておきたい。

(追記)

前稿(「近代皇族の権威集団化過程―その一 近代官家の編成過程―」および本稿脱稿後、若干の修正と補足の必要に気づいた。次の点である。第一は、前稿において、明治初年から一八八九年皇室典範制定まで賜姓降下がただの一件も存在しなかったと指摘したことである。しかし事實は皇籍より除かれた男子が一人存在する。伏見宮邦家親王の第十二子渋谷家教(のち清棲家教)である。第二は、一八八九年に永世皇族の制が設定された訳であるから、それ以後皇室典範増補制定まで賜姓降下した皇族は一人もいないと筆者は考えていたが、事實は北白川宮能久親王の二人の子(二荒芳之・上野正雄)が一八九七年に賜姓降下している。この三人の例が特殊な例であることは間違いないが、なぜこのような特殊な事が行われたかは、今後考えてみたい。第三は、本稿で述べた一八八九年皇族列次設定についての補足である。必ずしも皇位継承順序の原則によらないこの皇族列次の設定には若干の抵抗があった事実が、筆者が補足しておきたい点である。たとえば、一八八六年末の時点で、天皇は皇位継承順序による皇族列次を考えていたらしい(一八八六年二月一日付井上毅より伊藤博文宛書簡、『井上毅伝』史料篇第六、二五〇頁)、一八八九年一月の時点では柳原前光が皇位継承順序の原則による皇族列次の設定を強硬に主張している(二月二日付井上毅宛書簡、『井上毅伝』史料篇第五、二四〇―一頁)。結局のところ、一八八九年皇族列次の設定も、伊藤博文・井上毅の主導のようである。